

戦前の社会教育主事の役割 ～埼玉県における成人教育講座への関わりから～

神田雅貴

(大正大学大学院人間学研究科博士後期課程)

【要旨】

本研究は、戦前に学校施設を活用して取組まれた成人教育講座において、社会教育主事がはたしていた役割を、埼玉県の 1929～1936 年の行政文書等から明らかにすることを目指した。その結果、当時の社会教育主事は大きな権限を持ち、学校に協力依頼・指示をすることで、学校と一体になり成人教育講座を実施していた。具体的には、本講座を社会教育計画に位置付け、開催校等から参加者の推薦、会場の確保、当日の準備・運営を学校に直接指示をしていた。また、講師との連絡調整、国と県、県と開催校の事務手続き、一部講座の講師の役割もこなしていたことが明らかになった。

はじめに

本稿の目的は、戦前に学校施設を活用して取組まれた成人教育講座の事例をもとに、社会教育主事がはたしていた役割を明らかにすることである。具体的には、埼玉県の 1929～1936 年の行政文書等から考察する。

1929～1936 年の時代背景として、1929 年に世界恐慌がはじまり、文部省はこの対策のため同年に社会教育課を社会教育局に昇進させ、本格的に教化総動員運動に取組んだ。¹⁾ この動きは、1931 年の満州事変、1937 年の日中戦争といった戦時体制の進展によって一段と強められた。この頃の社会教育は教化総動員運動の中心として実施された。成人教育講座についても、「実際生活に必要な智識を附与」することを目的としているが、実際には思想善導に力を入れて開催された。²⁾

埼玉県の成人教育講座は、国が予算化した 1926 年から取組まれた。社会教育主事は企画・立案、開催地の学校や講師との連絡調整、一部科目の講師をつとめ、事業実施の中心的な役割をはたした。³⁾ 本講座は、当時、学校が地域教化の中心として位置づけられていたことから⁴⁾、会場は学校施設を利用することが多く、講師も学校の教員が多くつとめた。

社会教育主事の職務に関する先行研究は、蛭田道春『社会教育主事の歴史研究』（1999）、『日本近代教育百年史』（1973）などがある。これらの研究では、社会教育主事がはたした役割について、大局的、総合的に述べている。しかし、具体的な事例をもとに、詳細に述べられているものは少なく、埼玉県に関する内容はごく僅かである。そこで、本研究で

は対象地を戦前の埼玉県に限定して、未発表の行政文書等の 1 次資料を中心に分析して、社会教育主事の役割をできるだけ詳細に明らかにするものである。

1 成人教育講座の開設状況

(1) 文部省の成人教育講座概要

成人教育講座は、1919 年の社会教育公開講座並講習会から出発し、1926 年の成人教育講座へと受け継がれた。開催方法は文部省直轄学校並びに道府県に委嘱し、「一定の学科を成るべく長期に亘りて系統的に教授し」、「人格高潔、学識経験者」を講師に委嘱する方針をとった。⁵⁾委嘱先の直轄学校は、旧帝国大学、旧制高等学校、単科大学、高等専門学校とした。道府県の場合も、開設地に高等教育機関がある場合は、その機関に講師を委嘱し、この条件を持たない地域の場合には、関係官庁職員、中等諸学校、師範学校、小学校長を講師とする場合が多かった。⁶⁾

講義内容は、満州事変以前においては政治、経済、社会思想、労働問題等を内容とする公民科に重点を置いていた。しかし、1933 年度以降は、国民教化に関する科目が増加した。具体的には、1 国史・日本精神・国民道德、2 政治・法律・経済・社会・時事問題、3 生活・産業・自然科学、4 宗教・芸術・趣味・娯楽・保健、5 その他家庭教育等適切なるものの 5 つに分け、このうち 1 の科目、2 の科目は必ず開設する規定となった。開設科目については、直轄学校委嘱講座の場合は学科本位を建前としていた。一方で、地方庁委嘱の場合は、「日本国民精神、我が国体の精華、地方自治の精神、農村の更生、日本農道精神、生活改善、銃後の任務、婦人と公民心得」などの国民教化運動の理念内容をそのまま科目とすることが多かった。⁷⁾

(2) 埼玉県における成人教育講座の取り組み

埼玉県は 1926 年以降、成人教育講座を文部省と共同して、毎年県下数か所で開催会場を替えながら実施した。1929～1936 年の実施傾向として、3～10 日間の日程で、夜間、農閑期、日曜日などの業務の余暇を利用し、時間数は 1 日あたり 2～5 時間位、科目数は全体で 2～10 科目で実施された。1929、1930 年は夜間講義であったが、それ以降は農閑期の昼間講義となり、1 日あたりの講義時間が増えるかわりに、開催日数が減った。また、1929、1930 年は教養・趣味的な科目が中心であったが、1931 年以降は「日本国民精神」など国民教化に関する科目が少しずつ増加した。

開催会場は、小学校、図書館、劇場が使用された。その中では、小学校が使用されることが最も多く、表 1 のとおり 30 会場中、27 会場が学校施設で、使用率は 90.0%であった。講師は、学校関係者、社会教育主事を含めた学務課職員、農林関係技師、鉄道局技師が講義を担当した。その中で、学校関係者では、小中学校長や教員、師範学校長、大学教員が講義を行い、全体の 34.6%をしめていた。

表 1 埼玉県成人教育講座概要（1929～1936 年）

年	学校施設／全 体会場数（学校 利用の割合）	学校教員／全 体講師数（学校 教員の割合）	社会教 育主事 講義数	延日数 ／実施 時間帯	延時間	申込者	修了者
1929	4／5(80.0%)	6／20(30.0%)	1	45／夜	100	331	139
1930	4／4(100%)	1／8 (12.5%)	0	40／夜	80	953	424
1931	3／4(75.0%)	6／13(46.2%)	0	20／昼	80	647	370
1932	4／4(100%)	14／26(53.8%)	3	19／昼	80	569	462
1933	3／3(100%)	7／19(36.8%)	4	18／昼	64	552	341
1934	2／3(66.7%)	1／10(10.0%)	0	10／昼	50	380	290
1935	3／3(100%)	4／15(26.7%)	3	12／昼	60	1590	856
1936	4／4(100%)	5／16(31.3%)	3	12／昼	60	807	396
合計	27／30 (90.0%)	44／127 (34.6%)	14	176	574	5829	3278

※1 「成人教育講座実施概要」文部省（1929～1936 年）をもとに筆者が作成した。

※2 学校教員とは、大学、師範学校、小中学校の教員で学務課職員は含まない。

※3 1936 年の実施時間帯は明記されていないが、夜間に 5 時間の講義する可能性は低いと考え、昼間実施と判断した。

2 埼玉県の社会教育主事の設置状況

(1) 社会教育主事の設置

1920 年に地方長官あてに文部省普通学務局長名で、各府県に社会教育の主任吏員を設けることを通知している。⁸⁾埼玉県では、1920 年 12 月の文部省から照会された「社会教育状況調査ノ件照会」⁹⁾に対する回答によると、社会教育に関する事務担当者は視学で、未設置となっている。さらに、1921 年 1 月号の「埼玉教育」¹⁰⁾によると、「大正 10 年度に於ける本県の教育」の中で、主な新規事業の 1 つとして、社会教育主事を設置することが記されている。しかし、その職務については「学校教育と相俟て社会教育の為にすべからざるは論ずる迄もない、同主事の担当すべき業務は随分多種多様であらうが、其中最も緊

要なる事項を選択して担当せしめらるる事と思ふ」と明確な役割が定まっていない様子が伺える。その後の同年 11 月に社会教育主事兼社会事業主事、社会課長事務取扱として、初めて鈴木券太郎が任命される。1921 年以降の社会教育主事への任命者と在籍期間は以下の表 2 のとおりである。なお、戦前においては、1942 年 10 月まで社会教育主事が設置されている。

表 2 社会教育主事在籍期間一覧表（設置～1936 年）

年	役 職	氏名
1921 年 11 月～ 1922 年 6 月	社会教育主事兼社会事業主事、 社会課長事務取扱	鈴木券太郎
1922 年 7 月～ 1925 年 6 月	社会教育主事	平野孝
1925 年 7 月～ 1925 年 12 月	—	不在
1926 年 1 月～ 1926 年 12 月	社会教育主事	中川竹次郎
1927 年 1 月～ 1931 年 3 月	社会教育主事	川口彝雄
1931 年 4 月～	社会教育主事	中原英寿

※1 中原英寿は 1939 年 6 月まで社会教育主事として在籍した。

※2 社会教育主事補は 1936 年 7 月から設置されているが、本表では省略した。

(2) 社会教育主事の職務規定

社会教育主事の職務は、文部省の「社会教育主事規定」によると、民衆娯楽、青年団処女会、特殊教育、学校の社会化等で幅広く及んでいる。¹¹⁾1928 年の「(埼玉) 県教育ノ方針並施設」¹²⁾から、社会教育主事の分掌範囲を抜粋すると次項の表 3 のとおりである。この内容から、成人教育、男女青年団、図書館、青年訓練所を主に担当していることが分かる。また、全体で 7 つの方針が示されているが、学校教育と社会教育分野がそれぞれ方針をたてるのではなく、1 つの方針に対して、学校教育と社会教育が担当すべき事項が記されている。このことは、1928 年当時では、県学務課内で学校教育と社会教育が未分化の状態、一体的に教育の方針を検討していたと推測できる。

表 3 県教育ノ方針並施設（1928 年）

(1) 教育ノ機会均等ヲ図ルコト 1. 義務教育ニ関スル事項（福島視学） 2. 高等小学校ニ関スル事項（大澤視学） 3. <u>補習教育並青年訓練ニ関スル事項（千野視学 川口社会教育主事）</u> 4. 中等教育ニ関スル事項（中川地方視学官） 5. 各種学校ニ関スル事項（中川地方視学官） 6. <u>図書館ニ関スル事項（川口社会教育主事）</u> 7. <u>成人教育ニ関スル事項（川口社会教育主事）</u> 8. 育英事業ニ関スル事項（中川地方視学官）
(2) 学校教育ノ地方化勤労化ヲ図ルコト 1. <u>県民性ノ助長補導ニ関スル事項（川口社会教育主事）</u> 2. 初等教育ニ関スル事項（甘楽視学） 3. 師範教育ニ関スル事項（中川地方視学官） 4. 中等教育ニ関スル事項（中川地方視学官） 補習教育ニ関シテハ第(3)項 第(4)項ニ於テ叙述ス
(3) 公民教育（国家及国民・社会及自治）ノ徹底ヲ図ルコト 1. 初等教育ニ関スル事項（細田視学） 2. 補習教育ニ関スル事項（初野視学） 3. 師範教育ニ関スル事項（中川地方視学官） 4. 中等教育ニ関スル事項（中川地方視学官） 5. <u>男女青年団体及青年訓練所ノ助成並指導ニ関スル事項（川口社会教育主事）</u> 6. <u>成人教育施設ニ関スル事項（川口社会教育主事）</u>
(4) 産業教育ノ徹底ヲ図ルコト 1. 補習学校ニ関スル事項（初野視学） 2. 実業学校ニ関スル事項（中川地方視学官） 3. 師範学校ニ関スル事項（中川地方視学官） 4. <u>青年団体・青年訓練所ニ関スル事項（川口社会教育主事）</u> 5. <u>成人教育施設ニ関スル事項（川口社会教育主事）</u>

※1 下線は筆者が追記したものである。

※2 方針（5）～（7）は社会教育に関する事項が無いため省略する。

1934 年 5 月の「事務分掌表 学務課」¹³⁾によると、次項の表 4 のとおり、社会教育係が独立し、独自の分掌表が作成されている。担当吏員が増加しているとともに、同時に分掌事項も細分化され、主任と副主任が割り当てられている。社会教育主事は、社会教育全般、諸計画、女子青年団、図書館を担当している。

表 4 1934 年 5 月 事務分掌表

係名	主任	副主任	補助者	分掌事項
社 会 教 育	中原主事	村松属 安藤属 阪内属 笠原属	社 会 教 育 係 ハ 相 互 ニ 補 助 ス	1 社会教育全般 2 諸計画
	村松属	中原主事 阪内属		1 青年訓練 (設置 廃止 視察員補助員委嘱 表彰 講習 査閲 諸統計 研究会 青訓補助交付) 2 壮丁教育調査 3 諸計画 (男女青年団 女子会館 博物館 其ノ他) 4 見学旅行 男女青年団幹部総会
	安藤属	中原主事 笠原属		1 婦人会ノ事項 2 社会教育講師派遣 3 諸文書供閲 4 他府県照会回答 5 青年協会事項
	阪内属	中原主事 松村属		1 青年団ノ事項 2 青訓主事指導員嘱託 3 社会教育委員会事務 4 映画教育
	中原主事 (笠原属)	安藤属		1 女子青年団ノ事項 2 図書館ノ事項
	野中嘱託	中原主事 松村属		1 青年訓練所指導

※「1934 年 5 月 事務分掌表 学務課」から、社会教育関係の分掌を抜粋して作成した。

3 学校を活用した成人教育講座 ～中原英寿の活躍から～

(1) 社会教育主事 中原英寿の事務分掌

中原英寿は、小学校訓導・校長、郡および県視学を歴任し、1931～1939 年に埼玉県で社会教育主事として活躍した。¹⁴⁾表 4 の事務分掌表によると、成人教育に関する分掌事項は特にはなく、中原は「社会教育全般」、「諸計画」を担当している。¹⁵⁾しかし、1933 年 7 月の決裁文書「成人教育講座開設ニ関スル件」¹⁶⁾においては、主任¹⁷⁾の欄に押印していることから、「社会教育全般」という分掌のなかで、成人教育を主に担当していたと推測される。

(2) 1933 年度成人教育講座の概要

1933 年度の成人教育講座は、11 月 27 日～12 月 16 日にかけて開催された。全体の概要は表 5 のとおりである。開催場所は小川高等女学校（比企郡小川町：以下、小川会場と表記）、熊谷農学校（熊谷市：以下、熊谷会場と表記）、入間川小学校（入間郡入間川町：以下、入間会場と表記）で、いずれも学校施設を利用して行われた。熊谷・入間会場は青年及び一般成人対象、小川会場は女子青年及び一般女性対象に開設された。開講科目は、地域の実情を反映して、農業に関する科目が多い一方で、国民の思想善導に関する満蒙の現状や日本国民精神が設けられた。この科目の講師は社会教育主事の中原英寿が担当した。

表 5 1933 年成人教育講座概要

小川会場：小川高等女学校（婦人講座）（20 時間）午前 10 時より午後 3 時まで

日 付	科目（時間数）	講 師
1933 年 11 月 27 日（月）	公民（4）	学務課長 大森通孝
1933 年 11 月 28 日（火）	家庭科学（3）	小川高等女学校長 森由太郎
	音楽（1）	小川高等女学校教諭 阿部セイ
1933 年 11 月 30 日（木）	日本歴史（3）	松山第一小学校訓導 新井順一郎
	音楽（1）	前出
1933 年 12 月 1 日（金）	園芸農産加工（4）	越谷園芸部主任農林技師 関慎之介
1933 年 12 月 2 日（土）	日本国民精神（4）	社会教育主事 中原英寿

熊谷会場：熊谷農学校（24 時間）午前 10 時より午後 3 時まで

日 付	科目（時間数）	講 師
1933 年 12 月 4 日（月）	公民（4）	学務課長 大森通孝
1933 年 12 月 5 日（火）	農家経営（4）	熊谷農学校教諭 平野照
1933 年 12 月 6 日（水）	農民道（2）	熊谷農学校長 天野可彦
	国防（2）	陸軍歩兵中尉 岩上佐
1933 年 12 月 7 日（木）	花卉園芸（4）	熊谷農学校教諭 小島圭三
1933 年 12 月 8 日（金）	普通作物栽培（4）	玉井種芸部主任 野村盛久
1933 年 12 月 9 日（土）	日本国民精神（4）	社会教育主事 中原英寿

入間川会場：入間川小学校（20 時間）正午より午後 4 時まで

日 付	科目（時間数）	講 師
1933 年 12 月 11 日（月）	道徳（2）	入間川小学校長 吉田孝之丞
	満蒙の現状（2）	社会教育主事 中原英寿
1933 年 12 月 12 日（火）	栽培栽培（4）	入間川園芸部主任 小比木栄治
1933 年 12 月 13 日（水）	果樹栽培（4）	上尾農事試験場 坂口勇
1933 年 12 月 15 日（金）	農家経営（4）	実業教育主事 宇佐美三郎
1933 年 12 月 16 日（土）	日本国民精神（4）	社会教育主事 中原英寿

※ 文部省『成人教育講座・母の講座・家庭教育振興施設実施概要』より作成した。

(3) 講座開催までの過程と学校教育との連携

社会教育主事による講座開設までの過程を、文部省と埼玉県、埼玉県と講師・開催学校の往復文書から明らかにする。以下に示す内容は特に注釈が無い限り、埼玉県立文書館に所蔵されている中原英寿氏関係文書の「成人教育講座開設ニ関スル件」（1933）に基づくものである。

1933年6月13日に文部省社会教育局長より、埼玉県知事あてに、発社153号「成人教育講座委嘱開設ニ関スル件」が通知される。その開設の主旨には、「広ク一般国民ニ対シ教育ノ機会ヲ与ヘ国民教育ノ完成ニ資スル施設」としている。また、「開設方ニ関シ貴県所在ノ本省直轄学校ニ対シ貴県ヨリ御協議ノ際ハ講師、会場其ノ他ニ関シ充分尽力致スヘキ様依頼シ置キタルニ付」と国から直轄学校に成人教育講座開設に協力するように指示している。さらに、「学校ノ拡張的施設並其他ノ教育機関トノ密接ナル連絡ヲ保チ本講座開設ノ目的達成ニ努ムルコト」とし、学校と連携しながら実施するように指示している。

具体的には、開設場所に関しては、「最も適当ナル場所ヲ選ビ学校、図書館、博物館、公会堂等聴講者ノ集合ニ便利ナル場所ヲ利用スルコト」とし、講師は、「貴県関係者、職員、本省直轄学校職員並各種中学校長及ビ職員」などを委嘱するように指示している。

さらに、本講座の担当者としては、委員1名、事務取扱2〜3名を置くことができるとしている。「委員ハ道、府、県ニ在リテハ学務部長、学校ニ在リテハ学長又ハ学校長之ニ当ルヲ常例トシ事務取扱ハ貴県職員其他ヨリ適任者ヲ選ビ予メ本省ト合議」してから決定するようにしている。このように、国の方針を見ると、学校の施設、職員を活用しながら成人教育講座を運営するように指示を出していることがわかる。また、事務取扱者は県の職員を想定し、実際には社会教育主事の中原英寿が主任として担当している。

同年7月7日には、文部省社会教育局長宛に講座開設申請をするため、成人教育講座開設の要項を中原社会教育主事が起案している。その内容は、以下のとおりである。

案の1では、「成人教育講座開設に関する件」として、講座の概要が記されている。対象者は一般成人で参加費は無料、会場は学校施設が利用され、講師は開設校の校長や教員、学務課長、社会教育主事、県農林技師が担当するとしている。すべての会場で地域性から農業に関する科目が設けられ、また、社会教育主事の中原英寿は国が定めた必須科目である「日本国民精神」を担当するとしている。さらに、委員は上原参良学務部長、事務取扱は大森通孝学務課長、中原英寿社会教育主事、松村覚一属と各開設学校長3名の合計6名をあてている。この事務取扱の人数に対しては、同年10月4日に文部省社会教育局より、6人では多いので減員するように通知があり、学務課長と社会教育主事は講師のみの役割にするように指示がされている。しかし、この後の起案もすべて中原社会教育主事が主任として起案しているので、実質上の担当者であったと推測できる。このように、社会教育主事は講座の講師と事務の両面で成人教育講座に関わっている。

案の2では、「成人教育講座講師委嘱ノ件」として、講師の依頼文が起案され、9月26日付けで発送される。この依頼文に対する回答の1つとして、9月27日付けで松山尋常高等小学校訓導新井順一郎より、学務部長宛に「1933年9月26日付八学収175474ノ1ヲ以テ御依頼相成候標記ノ件日時・会場共御指示ノ通ニテ差支無之比段及回答候也」と講師を引き受ける旨を回答している。

案の 3 では、「成人講座開設ニ付委嘱ノ件」として、会場となる学校に対する依頼内容が記されている。その内容は、「1. 貴職以下貴校職員ノ助力アリタキコト 2. 別紙記入ノ職員ハ講師トシテ委嘱致シタキコト 3. 当方ヨリ聴講者勧誘スベキモ貴校ニ於テモ出来得ル限り講習員ヲ得タル様御配慮アリタキコト 4. 貴職を事務取扱トシテ委嘱申上グルニ付県係員ニ代リテ講習員ノ取締指導方ヲ願ヒタキコト 5. 成人教育講座ノ標札ヲ門前ニ掲ゲラレタキコト 6. 大体講習員百名内外ノ見込ニツキコレガ会場トシテ収容シ得ル様御配慮アリタキコト 7. 湯茶ノ設備ヲ願ヒタキコト 8. 所要経費ハ当方ニテ支出致スベシ 9. 講習員募集要項ヲ送付スベキニツキ之ニ依リテ申込ヲ受ケ出席簿ヲ作ラレタキコト」である。職員の協力、学校職員への講師委嘱、参加者の募集協力、参加者の指導依頼、標札の掲示、適切な会場の選定、湯茶の設備使用、申し込みの受付と出席簿の作成といった、準備から運営にいたるまでを開催校に依頼している。

同年 10 月 23 日に文部省より、「1933 年度成人教育委員講師事務取扱嘱託ノ件」の通知を受け、事業実施が正式に認められる。参加者の募集に関しては、「成人教育講座開設ニ関スル件」として、10 月 22 日に起案され、事業実施が認められた後の 10 月 25 日に開催会場の近隣小学校に通知している。その内容は「貴校下ノ青年及一般成人（小川会場ハ婦人講座ニツキ女子青年及一般婦人）ノ優良ナルヲ 5 名以上御選定ノ上」、「開講前 10 日迄ニ学務課長宛御報告」するように依頼している。さらに「申込書前会場ノ期日迄ニ会場地ノ校長宛御送付相成度候」として、各小学校より開催校へ参加申込書を送付するように依頼している。会場地の周辺小学校からは、校区の優良な対象者を 5 人以上推薦し、開講の 10 日前までに学務課長宛て報告し、申込書は開催校の校長宛に送付するように指示している。配布校数は、小川会場 17 校、熊谷会場 22 校、入間川会場 20 校で、要項を各校 7 枚ずつ配布するように記されている。この他の募集方法としては「県下各小学校長男女青年団長」にも通知している。¹⁸⁾

この後、前掲した表 5 の通り、小川会場は 11 月 27 日より 5 日間で 142 名（全員女性）が参加、熊谷会場は 12 月 4 日より 6 日間で 196 名（全員男性）が参加、入間川会場は 12 月 11 日より 6 日間で 214 名（男性 165、女性 49 名）が参加して実施された。

おわりに

成人教育講座は、国一県一小学校一男女青年団一地域住民という勅令主義による教化の仕組みを背景に実施されている。特に学校が地域情報を把握している特徴を最大限に活用して、成人教育講座を効率的に開催していた。

当時の社会教育主事は大きな権限を持ち、学校に協力依頼・指示をすることで、学校と一体になり成人教育講座を実施していた。具体的には、本講座を社会教育計画に位置付け、開催校および周辺校から参加者の推薦、会場の確保、当日の準備・運営を学校に直接指示をしていた。また、講師との連絡調整、国と県、県と開催校の事務手続き、一部講座の講師の役割もこなしていたことが明らかになった。

注記・引用文献

- 1) 蛭田道春『社会教育主事の歴史研究』学文社、1999、p.12
- 2) 『近代教育百年史 7 社会教育 (1)』国立教育研究所、1974、p.1106

- 3) 「成人教育ニ関スル件」, 1933, 中原家文書 (埼玉県立文書館所蔵)
- 4) 「全県小学校長会議 指示事項 社会教育ニ関スル件」, 1920, (埼玉県立文書館所蔵)
- 5) 『近代教育百年史 8 社会教育 (2)』国立教育研究所, 1974, p.436
- 6) 『近代教育百年史 8 社会教育 (2)』国立教育研究所, 1974, pp.436-439
- 7) 『近代教育百年史 8 社会教育 (2)』国立教育研究所, 1974, p.437
- 8) 蛭田道春『社会教育主事の歴史研究』学文社, 1999, p.12
- 9) 「社会教育状況調査ノ件照會」, 1920, (埼玉県立文書館所蔵)
- 10) 黒澤秀雄「大正 10 年度に於ける本県の教育」(『埼玉教育』154 号, pp.14-18, 1921)
p.18
- 11) 蛭田道春『社会教育主事の歴史研究』学文社, 1999, p.23
- 12) 学務課「県教育ノ方針並施設」, 1928, 中原家文書 (埼玉県立文書館所蔵)
- 13) 学務課「1934 年 5 月 事務分掌表」, 1934, 中原家文書 (埼玉県立文書館所蔵)
- 14) 埼玉県『埼玉県人物事典』, pp.590-591
- 15) 学務課「1934 年 5 月 事務分掌表」, 1934, 中原家文書 (埼玉県立文書館所蔵)
- 16) 「成人教育講座開設ニ関スル件」, 1933, 中原家文書 (埼玉県立文書館所蔵)
- 17) 「書類ハ主任起案シ副主任ニ合議シ (別ニ定ムルモノハ外) 主席属ヲ經テ上局ニ提出スルコト」と定められていた。学務課「1934 年 5 月 事務分掌表」中原家文書 (埼玉県立文書館所蔵) より
- 18) 文部省『成人教育講座・母の講座・家庭教育振興施設実施概要』, 1933, p.42